

国立大学法人東京農工大学情報公開取扱細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学情報公開取扱細則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則 (法人文書の特定) 第4条 (略) 2 室長は、開示請求者がより詳細に法人文書名を特定できるよう、関係する課若しくは室(監査室に限る。)の長又は地区事務部事務長(以下「課長等」という。)に対して法人文書を特定するための情報提供について照会することができることとする。 3 (略) (手数料の徴収) 第5条 室長は、開示請求者から法人文書開示請求書又は法人文書の開示の実施方法等申出書(以下「開示請求書等」という。)の提出を受けたときは、<u>収納窓口において</u>所定の手数料を納付させることとする。 2・3 (略)</p>	<p>本則 (法人文書の特定) 第4条 (略) 2 室長は、開示請求者がより詳細に法人文書名を特定できるよう、関係する<u>国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第5条に規定する文書管理者</u>に対して法人文書を特定するための情報提供について照会することができることとする。 3 (略) (手数料の徴収) 第5条 室長は、開示請求者から法人文書開示請求書又は法人文書の開示の実施方法等申出書(以下「開示請求書等」という。)の提出を<u>受け</u>るときは、所定の手数料を納付させることとする。 2・3 (略)</p>	

附 則 (細則第11号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。